

令和7年11月4日運用開始

樹園地継承マッチングデータベースに 樹園地を登録してみませんか？

リタイア前(数年前)の早めの登録が、おすすめです

樹園地継承マッチングデータベースとは

村山市内で、果樹栽培をリタイアする樹園地の所有者等が、樹園地の樹体と農地を一体的に、次の経営者へ円滑に継承(売買または貸借)できるよう、樹園地の情報を事前に登録・公開する仕組みです。

受け手希望者は、成木の状態で継承・経営ができるため、すぐに収益につなげられるメリットがあります。

出し手と受け手をマッチングするため、山形県が管理するシステムを活用したデータベースです。サクランボ、りんご、ブドウなど果樹全般が対象です。

樹園地の 出し手

〔リタイア、規模縮小、
後継者不在農家等〕

果樹栽培を継いでくれる方をさがしています



樹園地を登録

樹園地継承 マッチング データベース

〔市ホームページで
樹園地の情報を公開〕

データベースへの
アクセスはこちら



樹園地を検索

樹園地の 受け手

〔規模拡大農家、
新規就農者等〕

規模拡大をしたいので、新たな樹園地をさがしています



マッチング

(当事者間で話し合い 契約)

データベースで公開する項目

○樹園地の所在地 ○樹園地の面積 ○作付品目 ○植栽年

○継承の希望時期 ○継承希望相手 ○売買・貸借

※樹園地の出し手の住所、氏名、連絡先などを申請時には伺いますが、公表いたしません。

※お預かりした個人情報はマッチングデータベースの運用にのみ利用いたします。

※売買・貸借希望価格などは非公開ですが、マッチングに必要な事項を申請時に伺います。

樹園地継承マッチングデータベース Q&A

Q1. どのような樹園地が登録できますか？

A. 登録できる樹園地は

① 現在、耕作されている樹園地

(サクランボ、りんご、ぶどう等の果樹が地植えで栽培されている樹園地)

② 後継者が不在のため、離農、規模縮小を予定している農業者の樹園地

③ 共有名義でない樹園地

④ 相続登記の手続きが完了している樹園地

以上の条件を満たした樹園地が登録できます。

Q2. 樹園地継承マッチングデータベースに登録すれば樹園地の引受先を探してもらえるのですか？

A. この取り組みは、継承を希望する樹園地の情報を公開することで、受け手希望者がその情報を閲覧し、興味を持った場合には、協議会（市農林課）で状況を確認後、所有者の同意が得られれば連絡先の情報をお伝えし、当事者間で継承の相談を行っていただくこととしています。

なお、市農業委員会の農地のあっせん依頼を併用することも可能です。

Q3. 樹園地を登録した後も耕作を続ける必要がありますか？

A. 受け手が見つかるまでは、耕作を続けていただく必要がありますが、続けられなくなった場合にはご相談ください。

Q4. 登録された樹園地を継承した後、改植等で樹木を伐採しても大丈夫ですか？

A. 樹体と樹園地を一体的に売買した後は、受け手の営農方針に基づき改植等で伐採することも差し支えありませんが、貸借の場合、樹体の扱いについては出し手側とあらかじめ協議しておく必要があります。

Q5. 登録や利用に料金はかかりますか？

A. 登録、利用などに料金は一切かかりません。また、マッチングが成立した場合にも手数料をいただくことはありません。ただし、実際の売買、賃借契約にあたっては市農業委員会に相談してください。

なお、農地中間管理事業を利用した貸借の場合は、手数料がかかります。

Q6. 樹園地ではない畑や田を売買・貸借したいときは、どうすればいいですか？

A. 市農業委員会へ相談してください。

このデータベースには、果樹が地植えで栽培されている樹園地の情報を掲載しています。

村山市担い手創造推進協議会
の情報はこちらから

村山市担い手

検索



ご相談・お問い合わせはこちら
村山市担い手創造推進協議会

村山市役所農林課内

TEL:0237(55)2111

Email:nourin@city.murayama.lg.jp